臨地実習の意義と心構え、及び実習の概要

Ⅰ．実習目的

看護の対象に学んだ知識・技術・態度を統合的に実践し看護の本質について考える。

Ⅱ．実習目標

１．看護の対象である人間が理解できる。

２．看護過程が展開できる。

３．看護の対象に応じた看護技術が実践できる。

４．保健医療チームの一員としての役割と責任が理解できる。

５．看護について考えることができる。

Ⅲ．実習の意義

実習は体験を経験にすることである。いわゆる「試すことによって学ぶ」という考え方に立脚するものである。自らの身体や感覚を使って、実際の場に臨んで学習することを意味している。実習の場を通して様々な人々に接し、健康の素晴らしさや生命の尊さを実感して学ぶものである。さらに自己をみつめ、人間としての相互関係のあり方を学んでゆくものである。つまり実習は、自らが看護の体験を積み重ね、看護師としての資質を高めてゆくものである。

Ⅳ．実習に臨む心構え

１．実習は、慈恵大学行動憲章・行動規範を遵守する。

２．実習は、看護学生の臨地実習における倫理行動基準（添付資料１）を遵守する。

１）対象者の安全とプライバシーを守る。

（１）生命にかかわる事については、特に注意をはらい複数の人の目で確かめる。

（２）プライバシーの保持は、その個人の人権を尊重し、医療者に求められる守秘義務を守る。

（３）受け持ち対象への説明と同意については、各実習施設の取り決めた方法に沿って行う。各施設において受け持ち依頼時は、明文化された書式（次頁表一覧）を使用して、学校と施設が協力して説明し、同意された旨を説明者（施設指導者）が署名し、担当教員・受け持ちの学生氏名を明記して各施設保存としている。

施　設	書　式　名	添付資料番号
東京慈恵会医科大学付属第三病院	臨地実習の説明書	2
精神科病院	看護学生の実習へのご協力のお願い	3
重症心身障害児施設	個人情報保護に関する誓約書	4
訪問看護ステーション	在宅看護論実習のお願い 臨地実習説明 個人情報保護に関する誓約書	5・6・7
地域包括支援センター	個人情報保護に関する誓約書	8

（４）実習で知り得た情報は、個人情報保護法にのっとり慎重に取り扱うことが必要である。特に、記録物（実習中に書くすべての記録を含む）については、記録の取り扱いに関する規定（添付資料 9）を遵守する。

２）責任ある行動をとる。

（１）臨地実習で受け持つ対象の看護は、看護業務全体の流れの中に位置づけられている事を認識する。

（２）対象者の対応（特に言葉遣いや態度）については、十分配慮し看護する者として責任をもつ。臨地実習において、対象は自分の健康について不安を感じ、診断・予後・治療について話題にする事がある。このような時、ただ問われるままにその場限りの返答をしてはならない。

（３）信頼できる人間関係をつくる上で約束事を守り、連絡や報告を密に行う。対象者からの依頼を忘れることは、信頼を失うことにつながる。またチーム間の連絡や報告がスムーズに行かないと対象の安全を脅かすことになる。

（４）対象者からの金品の受け取りはしない。

（５）実習中の飲食はさける。

（６）遅刻をしないようにし、実習開始１０分前には実習場に入り準備をする。

３）健康管理に留意する。

（１）看護師は、健康の指導をする立場にある。それには、まず自らが個人衛生に気を配り健康でなければならない。

（２）実習期間中、登校前、登校後に体温を測定し、臨地実習健康状態確認票（添付資料 10）を記載し、担当教員に報告する。有症状、体調不良時は、病院受診などの指示がなされることがある。

（３）実習中病院受診する場合は、担当教員に報告し、私服に着替えてから行い、受診後すみやかに結果を報告する。

（４）遅刻・欠席の場合は、実習開始前に学校および外部施設（担当教員の指示通り）に連絡をする。

（５）小児看護学の保育所実習、重症心身障害児施設実習、老年看護学実習Ｉにおいては、下記の要領に従い事前に検便検査を行う。

①実習の２週間前に必ず検便をする。

②検便提出は健康管理係（教員）の指示に従う。

③検査の結果が間に合わない時には、実習が中止となることがあるため注意をする。

４）服装・身だしなみを整える。

（１）臨地実習を行う場合は、ユニフォームを着用する。

①許可無しに臨地実習以外に使用しない。

②実習時間外に病棟へ行く場合は、指導者に連絡をとりユニフォームを着用していく。

（２）ユニフォームの着用に際しては下記の点に注意する。

①ユニフォームやエプロンは、クリーニングされた清潔でしわのないものを用いる。

②長い髪の場合はキャップに入れるかネットを使用してきちんとまとめる。染髪はしない。髭はきれいに剃っておく。

③キャップは固くのりづけされた清潔なものを用いる。

④ピアスやネックレスなどのアクセサリーを装着しない。

⑤香水やオーデコロンなどの臭いのあるものはつけない。また体臭には留意をする。

⑥氏名章、校章、ワッペン（男子のみ）は定位置につける。

⑦手は清潔にし爪は短く切る。

⑧ストッキング・靴下は白色とする。

⑨靴は汚れのないようにする。サンダルの使用は禁止する。

⑩カーディガンを着用する場合、色は紺または黒とし、学校と病院の往復時のみに着用する。

⑪白衣の下は柄物・色物などは避け、透けてみえないものにする。

（３）各外部実習施設での服装と注意事項について

①実習施設へ行く際の服装は、学生らしい通学時に準じたものとする。（サンダルは厳禁）

②外部実習施設（在宅看護論、老年看護学、小児看護学、精神看護学）での服装は、原則として、所定の外部実習ユニフォームとするが、各担当教員の指示に従う。

③頭髪は清潔にまとめ、装飾品は着けない。（染髪禁止）

④実習中の携帯電話の使用は禁止する。

Ⅴ．実習の展開

１．実習時間

１）１日の実習時間：原則として午前８時～午後４時 30 分

２）１週間の実習日：月曜日～木曜日（外部実習については、この限りではない）

３）１週間の時間数：30 時間

２．実習の時間数と単位

	科　目		名　称	単位
専門分野Ⅰ	基礎看護学	3 単位(135ｈ)	基礎看護学実習Ⅰ	1 単位 (45ｈ)
			基礎看護学実習Ⅱ	2 単位 (90ｈ)
専門分野Ⅱ	成人看護学	6 単位(270ｈ)	成人看護学実習 A	2 単位 (90ｈ)
			成人看護学実習 B	2 単位 (90ｈ)
			成人看護学実習 C	2 単位 (90ｈ)
	老年看護学	4 単位(180ｈ)	老年看護学実習Ⅰ	2 単位 (90ｈ)
			老年看護学実習Ⅱ	2 単位 (90ｈ)
	小児看護学	2 単位(90ｈ)	小児看護学実習	2 単位 (90ｈ)
	母性看護学	2 単位(90ｈ)	母性看護学実習	2 単位 (90ｈ)
	精神看護学	2 単位(90ｈ)	精神看護学実習	2 単位 (90ｈ)
統合分野	在宅看護論	2 単位(90ｈ)	在宅看護論実習	2 単位 (90ｈ)
	看護の統合と実践	2 単位(90ｈ)	統合実習	2 単位 (90ｈ)

３．科目履修に伴う前提条件

<table>
<tr><td>基礎看護学実習Ⅰ</td><td>看護学概論</td><td>日常生活の
援助技術</td><td>日常生活の援助
技術の実際</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎看護学実習Ⅱ</td><td>基礎看護学実習Ⅰ</td><td>看護倫理と
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ</td><td>ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">問題解決思考に基づく看護を
展開するための技術</td><td>臨床看護総論</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">成人看護学実習Ａ</td><td>①人体の構造と機能
（6 科目）</td><td>②診療に伴う援助
技術</td><td>③診療に伴う援助
技術の実際</td><td>④成人の生活と
健康</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤看護過程を展開する技術</td><td>⑥基礎看護学実習Ⅱ</td><td>ｾﾙﾌﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄに
向けての看護</td><td></td></tr>
<tr><td>成人看護学実習Ｂ</td><td>①②③④⑤⑥
同上</td><td colspan="2">健康危機状態にある人の看護</td><td>ｾﾙﾌｹｱ再獲得に
向けての看護</td><td></td></tr>
<tr><td>成人看護学実習Ｃ</td><td>①②③④⑤⑥
同上</td><td colspan="3">緩和ケアを必要とする人の看護</td><td></td></tr>
<tr><td>老年看護学実習Ⅰ</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>老年看護学概論</td><td>老いることと
その支援</td><td>老年者の健やかな
生活への看護</td><td></td></tr>
<tr><td>老年看護学実習Ⅱ</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>老年看護学実習Ⅰ</td><td colspan="3">老年者の健康障害時の看護</td></tr>
<tr><td>小児看護学実習</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>小児の特徴と
成長発達</td><td>小児の健康増進の
ための看護</td><td>小児の疾病と
病態生理</td><td>小児の健康状態
に応じた看護</td></tr>
<tr><td>母性看護学実習</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>母性看護学概論</td><td>生殖周産期の基礎</td><td>周産期・新生児の
看護</td><td>周産期・新生児の
看護技術と
看護過程の展開</td></tr>
<tr><td>精神看護学実習</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>精神看護学概論</td><td>精神看護の
基本技術</td><td>精神障害の分類と
その特徴と治療</td><td>精神障害を持つ
人の生活と看護</td></tr>
<tr><td>在宅看護論実習</td><td>基礎看護学実習Ⅱ</td><td>在宅看護概論</td><td>在宅療養を支える
社会資源とｹｱｼｽﾃﾑ</td><td>在宅における援助
の基本技術</td><td>在宅における生
活援助技術の実
際</td></tr>
<tr><td>統合実習</td><td>専門分野Ⅱ全科目</td><td>在宅看護論全科目</td><td>看護実践ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄと
医療安全</td><td>災害看護と
国際協力</td><td>臨床看護の実践</td></tr>
</table>

4. 3年間の実習進度表

学年	月	4月				5月					6月				7月				8月				
	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5
3年次	1G		母性実習		外来 産科	ゴールデンウイーク	小児実習		保育園	成人看護学実習A			成人看護学実習C			老年看護学実習Ⅱ			夏期休暇				
	2G		成人看護学実習A				母性実習		小児実習		保育園	外来 産科	成人看護学実習B			訪問	外来	支援					
	3G		成人看護学実習C				保育園	外来 産科	母性実習		小児実習		外来	訪問	支援	成人看護学実習A							
	4G		成人看護学実習B				成人看護学実習A			外来 産科	母性実習		小児実習		保育園	老年看護学実習Ⅱ							
	5G		成人看護学実習A				外来	支援	訪問	老年看護学実習Ⅱ			母性実習		小児実習		保育園	外来 産科					
	6G		成人看護学実習B				老年看護学実習Ⅱ			訪問	外来	支援	保育園	外来 産科	母性実習		小児実習						
	7G		成人看護学実習C				老年看護学実習Ⅱ			成人看護学実習A			訪問	外来	支援	外来 産科	母性看護学実習						
	8G		老年看護学実習Ⅱ				成人看護学実習B			成人看護学実習C			成人看護学実習A			外来	支援	訪問					
	9G		老年看護学実習Ⅱ				成人看護学実習C			外来	支援	訪問	成人看護学実習A			成人看護学実習B							
	10G		小児実習		外来		支援	訪問	保育園	成人看護学実習B			老年看護学実習Ⅱ			成人看護学実習C							

学年	月	9月					10月				11月				12月				1月					2月				3月		
	週	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
		1	2	3	4	1	2	3	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3
3年次	1G	支・外	訪問		成人看護学実習B		統合実習								冬期休暇															
	2G	老年看護学実習Ⅱ			成人看護学実習C																									
	3G	成人看護学実習B			老年看護学実習Ⅱ																									
	4G	成人看護学実習C			支・外	訪問																								
	5G	成人看護学実習B			成人看護学実習B																									
	6G	成人看護学実習A			成人看護学実習C																									
	7G	成人看護学実習B			保育園・小児実習																									
	8G	小児実習	母性		母性実習	産外 / 保																								
	9G	保 / 産外	小児実習		小児 / 母性実習																									
	10G	母性実習	産外		成人看護学実習A																									

学年	月	4月				5月					6月				7月				8月				
	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
2年次	1G					ゴールデンウイーク													夏季休暇				
	2G																						
	3G																						
	4G																						
	5G																						
	6G																						
	7G																						
	8G																						
	9G																						
	10G																						

学年	月	9月					10月				11月				12月				1月					2月				3月		
	週	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
2年次	1G																													
	2G																													
	3G																													
	4G																													
	5G																													
	6G																													
	7G																													
	8G																													
	9G																													
	10G																													

学年	月	4月				5月					6月				7月				8月				
	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1年次	1G					ゴールデンウイーク									見学実習				夏季休暇				
	2G																						
	3G																						
	4G																						
	5G																						
	6G																						
	7G																						
	8G																						
	9G																						
	10G																						

学年	月	9月					10月				11月				12月				1月					2月				3月		
	週	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
1年次	1G																													
	2G																													
	3G																													
	4G																													
	5G																													
	6G																													
	7G																													
	8G																													
	9G																													
	10G																													

＊在宅看護論実習 支援 訪問 外来 ：支援（在宅入退院支援室），訪問（訪問看護ステーション），外来

Ⅵ. 評価

１．評価の目的

実習目標に対する到達度を明らかにすることによって、自己の課題を見い出し、次の実習への手がかりとする。

２．評価の対象

１）評価は、すべての臨地実習が対象となる。

２）評価の対象者は、規定に基づき各実習で出席すべき時間を満たしていなければならない。

３．評価の方法

１）評価は、所定の評価表を用いる。(評価表一覧参照)

２）評価は、担当教員と臨床実習指導者で行う。

３）評価は、下記の内容を含め総合的に判断する。

①実習状況　②実習記録（レポートを含む）　③カンファレンス　④面接等

４）実習の記録は、各科目の実習において指定された期日に提出をする。

５）評価は、規定に基づき、各実習を 100 点満点とし、60 点以上をもって当該科目の合格とする。

６）評価が合格と認められなかった者は、規定に基づき、補習実習を受けることができる。

７）評価は実習終了後に、担当教員の面接を経て受ける。

８）受け取った評価表は、ボールペンで署名後速やかに担当教員に返却する。

９）自己評価の仕方

①鉛筆で評価項目に沿ってＡＢＣＤで記入をする．ＡＢＣＤの評価基準は以下の通りである．

Ａ：5 点	ほとんど助言を必要としない
Ｂ：4 点	時々助言を必要とする
Ｃ：3 点	具体的な助言を必要とする
Ｄ：2 点	具体的な助言を受けてもできない

②自己評価の項目の合計点を計算し鉛筆で記入する．

③総合点を鉛筆で評価の欄に記入する．

④太枠内の学生番号・学生氏名・実習期間・実習病棟・出席状況をボールペンで記入する．

10）評価表の提出の仕方

実習要綱から切り取り、提出記録の一番上に綴じて提出する。

Ⅶ．災害発生時の対応

１．実習開始時、実習病棟の責任者、指導者から下記のオリエンテーションを受ける。

①火災が発生したときの指示系統の確認

②火元発見者になった時の指示系統の確認

③避難誘導方法

④救助方法

２．災害発生時は現場責任者の指示に従い行動する。（詳細は学生便覧　７．安全管理を参照）

３．外部実習の通学途中・帰宅途中の場合は直ちに帰宅行動をとる。

Ⅷ．医療問題発生時の対応

１）学生自身が事故に遭遇（感染者の針刺し事故、怪我）した場合や、相手や物品に危害を与えた場合は、実習病棟の責任者および担当教員に報告する。

２）医療問題発生報告書に記載し提出する。

３）セーフティマネジメントマニュアル（携帯版）は、実習中は必ず携帯する。

４）日本看護学校協議会共済会（Will）に加入する。

５）実習場における障害、賠償責任、感染事故等の対応は学校事務で手続きを行う。

看護学生の臨地実習における倫理行動基準

看護の基本は、いかなる場面においても、対象の生命・人格・尊厳が守られるよう援助することである。看護学生は、臨地実習の場において人間の生と死という生命の根元に関わる問題に直面する事が多く、その判断及び行動には倫理性が求められる。従って看護学生としての、倫理行動基準を以下に述べる。

１．看護学生は、臨地実習において対象の国籍・宗教・人種・年齢・性別・社会的地位・経済状態・健康問題の性質に関わらず、平等に看護を提供する。

看護は、あらゆる年代の個人・家族・集団を対象とし、それらすべての人々は、平等に看護を受ける権利を有している。看護学生は、人種・年齢・性別・社会的地位などの違いに関わらず、あらゆる健康状態にある人に対し、個々の価値観や習慣、信念に配慮して人権を尊重した看護が実践できるようう実習に臨む。

２．看護学生は、臨地実習において看護を実践するにあたり、対象者の安寧を目指し、真摯にこれに取り組む。

看護学生は、臨地実習において対象となる患者に敬意を払う。対象者にとって、身体的・精神的・社会的にも不安や苦痛、不快がない状態を目指し最善の努力を尽くす。

３．看護学生は、臨地実習において常に公私の区別を明確にし行動する。

看護は、看護を受ける人と看護を行う人の対人的相互作用によって成り立っている。
看護活動は、所定の臨床の場においてだけ行うべき職業的行為であり、看護学生も患者の生命・健康回復に携わる看護者として公私の区別を明確にし患者と関わり、患者の健康回復が促進できるよう実習に臨む。

４．看護学生は、実習時間以外においても、自らの行動が看護学生の信用に影響を与えることを常に意識し行動する。

看護者に対する信頼は、専門的な知識や技術だけでなく、誠実さ、礼儀、品性、清潔さ、謙虚さなどに支えられた行動によるところが大きい。
看護学生は、将来の看護師として社会の人々から信用を得られるよう、実習時間外においても自らの行動に責任を持ち、個人としての品行を高く維持するよう努める。

５．看護学生は、対象者から金品などの贈与を受けてはならない。

患者は謝意を表すために看護学生に贈り物をすることがあるが、金品の授受は看護への信頼感を損ね、効果的な看護援助の妨げとなる。患者からの信頼に誠実に応え専門職業人としてよりよい関係性を発展させていけるよう、対象者からの金品の贈与は受けない。

６．看護学生は、臨地実習において知り得た対象者の情報を他者に公開してはならない。個人に関する情報の秘密を守る。

看護学生は、個別性のある適切な看護を実践するにあたり、対象となる人々の身体面、精神面、社会面にわたる個人的な情報を得る機会が多い。知り得た個人情報は他人に漏らしてはならない。また、電子カルテのＩＤ番号やパスワードは他人にはもらしてはならない。これは対象者のプライバシーの権利を守るための義務である。実習記録（看護過程、メモ、カンファレンス資料など）からの個人情報の漏出も防止するよう取り扱いには細心の注意を払う。
さらに対象の個人情報を他者と共有する場合、何を目的とし使用するのかを考え、共有された個人情報に関しても保護する。また、電子カルテの個人情報を電子コピーしてはならない。

７．看護学生は、自分や他の看護学生および教員、指導者のプライバシーに関する情報を公開してはならない。

看護学生は、守秘義務のもと、対象となる患者のみならず、自分や他の看護学生および教員に関する情報を、口頭・紙面・インターネット等で公開しないよう細心の注意を払う。記録の取り扱いについては、別に定める（添付資料３）

８．看護学生は、教員や実習スタッフを人的資源としてとらえ、看護を実践するにあたり、対象者の安全のために、適宜、自ら助言を得る。

看護学生は、看護を行う際には対象者に対して安全に看護を提供しなければならない。そのために自分の能力を常に認識し、教員や実習場のスタッフに自ら助言を求め、確認をしながら適切な看護を行えるようにする。

９．看護学生は、質の高い看護を提供できるよう常に学習に努める。

臨地実習は、学内で学んだ知識や技術を統合させていく場である。質の高い看護を提供していくために、知識・技術を修得するよう努め、学習を計画的に継続的に進めていくよう努める。これらのことは、看護学生自らの責任ならびに責務である。

10．看護学生は、常に自分自身の心身の健康の保持増進に努める。

看護学生は、人々の健康の保持増進および健康への回復を援助することを学ぶものである。そのため自らの健康についても関心を持ち、より健康的な生活について主体的に学ぶ必要がある。また、自分の心身の健康のありようが、看護の対象となる方へ直接影響を与えることを自覚し、疾病の予防や事故防止など普段の生活の中で常に心がける必要がある。

添付資料２

臨地実習の説明書

部屋番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿受持患者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１ 学生が看護援助を行う場合、事前に充分にわかりやすい説明を行い 患者（又は家族）の同意を得て行う。

２ 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や看護師の助言・指導を受け実施する。援助の実施は原則的には看護師や指導教員とともに行う。
患者の状況や援助内容によっては学生が１人で行うこともある。

３ 学生の実習に関する意見や質問があればいつでも応ずる。 又学生の受け持ちに同意した後でも、受け持ちを断ることや看護援助に対し断ることができる。 そのことを理由 に看護及び診療上の不利益を受けることはない。

４ 学生が臨地実習を通して知り得た患者・ご家族に関する情報については、他者に漏らさないようプライバシーの保護に努める。

５ 患者・ご家族に関する情報は今後、教育・研究に使用することもある。

説明日	年　月　日	学生名	＿＿＿＿＿＿＿＿
受け持ち期間	年　月　日　～	年　月　日	
説明者	東京慈恵会医科大学附属第三病院	病棟管理責任者	＿＿＿＿＿＿
	慈恵第三看護専門学校	実習担当教員	＿＿＿＿＿＿
備考			

説明日	年　月　日	学生名	＿＿＿＿＿＿＿＿
受け持ち期間	年　月　日　～	年　月　日	
説明者	東京慈恵会医科大学附属第三病院	病棟管理責任者	＿＿＿＿＿＿
	慈恵第三看護専門学校	実習担当教員	＿＿＿＿＿＿
備考			

添付資料３

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

看護学生の実習へのご協力のお願い

学校法人　慈恵大学
慈恵第三看護専門学校
学校長　　○○　○○

慈恵第三看護専門学校の学生の看護学実習にあたり、学生は以下の内容について遵守し実習させて頂くことを指導しております。下記の実習期間中は学生が受け持ちとして日常生活の援助および診療の補助等の看護援助を実施させて頂きたくお願い申し上げます。
何卒、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

１　学生が看護援助を行う場合、事前に充分にわかりやすい説明を行い、 患者様（又はご家族様）の同意を得て行います。

２　学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や看護師の助言・指導を受け実施をさせていただきます。援助の実施は原則的には看護師や指導教員とともに行います。患者様の状況や援助内容によっては学生が１人で行うこともあります。

３　学生の実習に関する意見や質問があれば、看護師、看護教員にいつでもお尋ね下さい。
又学生の受持ちに同意した後でも､受け持ちを断ることや看護援助に対しお断りいただいても構いません。 そのことを理由 に看護 及び診療上の不利益を受けることはありません。

４　学生が臨地実習を通して知り得た患者様・ご家族様に関する情報については、他者に口外せずプライバシーの保護に努めることをお約束します。

実習期間	＿＿年＿＿月＿＿日　～	＿＿年＿＿月＿＿日	
説明日	＿＿年＿＿月＿＿日		
説明者	青木病院 成増厚生病院	＿＿＿＿病棟	管理責任者 ＿＿＿＿＿＿＿＿
担当教員	慈恵第三看護専門学校		氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
実習生	慈恵第三看護専門学校	２年生	氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

上記内容を口頭にて説明させていただきました。
ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

個人情報保護に関する誓約書（実習生用）

年　　月　　日

島田療育センター
院長　木実谷　哲史　殿

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（実習期間：　年　月　日　～　年　月　日）

このたび、貴センターにおいて実習を行うにあたり、貴センター及び貴センター利用者の個人情報を含む情報の保護のため、下記事項を誓約し遵守することを確認致します。

記

1．個人情報に関する法令、及び島田療育センターの規定・ルールを守り、個人情報の保護を行います。

2．実習中に知り得た貴センターで管理している個人情報について、また利用者及び職員、関係者の個人的な情報について、実習中はもとより、終了後も不正に使用したり第３者に漏洩することは致しません。

3．上記各項の誓約に違反して、貴センターで管理している個人情報や利用者及び職員、関係者の個人的な情報を不正に使用し、また第３者に漏洩した結果、貴センターが被った損害について、賠償責任を負います。

以上

在宅でご療養中の皆様へ

慈恵第三看護専門学校

学校長　○○　○○

在宅看護論実習のお願い

　ご療養中の皆様のご体調はいかがでしょうか。

皆様に、慈恵第三看護専門学校　３年生の「在宅看護論実習」にご支援いただきたく、お手紙を差し上げる次第でございます。

　病院の中での看護だけでなく、在宅で療養される方々とそのご家族への看護の実際を経験させていただくことで、地域でも活動できる看護師としての素養を身につけさせたいと考えております。将来、看護師になる学生たちにここでしか学べない「在宅看護」の経験をさせていただきたく、看護学生が訪問看護師と皆様のご家庭に同行致しますことを、ご了解くださいますようお願い申し上げます。

以上

臨　地　実　習　説　明　書

慈恵第三看護専門学校３年生在宅看護論実習にあたり、
　　年　　月　　日より　　年　　月　　日までの間、受け持ちとして日常生活の援助及び診療の補助等の看護援助をさせていただきたく存じます。
　なお、学生の臨地実習は以下の基本的な考え方で臨むことにしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

１．学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、利用者・家族の同意を得て行う。
２．学生が援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や訪問看護師の助言・指導を受け、実践的なレベルにまで技術を習得させてから臨ませる。
３．利用者・家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも訪問看護師に直接たずねることができる。
４．利用者・家族は、学生の受け持ちに同意した後も、学生が行う看護援助に対して無条件で拒否できる。また、拒否したことを理由に看護及び診療上の不利益な扱いを受けない。
５．学生は、臨地実習を通じて知りえた利用者・家族に関する情報については、これを他者に漏らすことがないようにする。

　　年　　月　　日
説明者：（　　）訪問看護ステーション　　管理者　（　　）
　　慈恵第三看護専門学校　　担当教員　（　　）

臨地実習同意書

私（利用者）は、慈恵第三看護専門学校学生が、（　　）訪問看護ステーションにおける臨地実習において私（利用者）の受け持ちとなり、看護援助を行うことについて別紙のとおり説明を受け、納得したので同意します。

　　年　　月　　日

利用者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理同意人氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報保護に関する誓約書

〇〇〇訪問看護ステーション
所長　〇〇　〇〇　殿

１．私は、実習上知り得た患者の個人情報を漏洩すべきでないことの趣旨を理解しています。
　１）実習記録（訪問看護計画書、カンファレンス資料など）から個人情報の漏洩も防止するように取扱いには細心の注意を払います。
　２）対象の個人情報を情報交換やカンファレンスで他者と共有する場合、共有された個人情報に関しても保護をいたします。
　３）電子カルテの個人情報を電子コピーしません。
　４）患者の個人情報を正当な理由でメモ書きした場合は、メモの取り扱いに十分注意いたします。
　５）記録の取り扱いについては、実習中に使用する記録の取り扱いに関する規定（添付資料 6）を遵守いたします。

２．私は、自分や他の看護学生および教員、指導者のプライバシーに関する情報を公開しません。
　１）守秘義務のもと、対象となる患者のみならず、自分や他の看護学生および教員に関する情報を、口頭・紙面・インターネット等で公開しないよう細心の注意を払います。

３．私は、実習中および実習後においても、患者の個人情報を守秘します。

４．私は、患者の個人情報保護に違反する行為をした場合には、処罰、刑事告発を受ける可能性があることを承知しています。

年　　月　　日

慈恵第三看護専門学校

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

添付資料８

個人情報保護に関する誓約書

地域包括支援センター
センター長　　殿

１．私は、実習上知り得た相談者およびその家族の個人情報を漏洩すべきでないことの趣旨を理解しています。

１）実習記録などから個人情報の漏洩も防止するように取扱いには細心の注意を払います。

２）対象の個人情報を情報交換やカンファレンスで他者と共有する場合、共有された個人情報に関しても保護をいたします。

３）電子媒体で知り得た個人情報を電子コピーしません。

４）相談者の個人情報を正当な理由でメモ書きした場合は、メモの取り扱いに十分注意いたします。

５）記録の取り扱いについては、実習中に使用する記録の取り扱いに関する規定（添付資料６）を遵守いたします。

２．私は、自分や他の看護学生および教員、指導者のプライバシーに関する情報を公開しません。

１）守秘義務のもと、対象となる利用者のみならず、自分や他の看護学生および教員に関する情報を、口頭・紙面・インターネット等で公開しないよう細心の注意を払います。

３．私は、実習中および実習後においても、相談者の個人情報を守秘します。

４．私は、相談者の個人情報保護に違反する行為をした場合には、処罰、刑事告発を受ける可能性があることを承知しています。

年　　月　　日

慈恵第三看護専門学校

氏名　　印

臨地実習に使用する記録の取り扱いに関する規程

（目　的）

第 1 条　臨地実習に使用する記録は個人情報保護法に基づき、この規程により取り扱う。

臨地実習において、看護学生は個人情報を知り得る立場にあり、看護学生には看護師と同様に個人情報の守秘義務が発生する。

また実習記録の取り扱い、保管やプライバシーの保護は看護記録の取り扱いと同様に高い倫理観が求められる。したがって実習記録は責任を持って管理をする必要がある。個人情報の漏洩は不法行為と認識しなければならない。

（実習記録の範疇）

第 2 条　臨地実習における実習記録とは以下をいう。

(1) 学校で定める臨地実習用所定用紙のすべて
(2) カンファレンスに使用した患者情報
(3) 患者情報が記載されたメモ用紙
(4) その他　個人情報が記載された記録用紙

（記録記載時の注意事項）

第 3 条　記録の記載時は以下の注意事項を守る。

(1) 対象者の氏名、住所、年齢は、学校で定める内容（氏名は、Ａ氏・Ｂ氏…、住所は都道府県、年齢は何歳代）を記載する。
(2) 対象者の疾患・治療・予後・職歴・家族関係などプライバシーに関する内容を扱う場合には、他に漏れないよう充分に注意し、必要最小限の情報を記載する。
(3) 実習中に対象者の情報を記載する用紙は学校所定の用紙とメモ帳のみとする。
(4) メモ帳に記載する場合も個人が特定できるような情報は記載しない。
(5) 記録のコピーはしない。
(6) 記載は手書きを基本とする。

（記録の取り扱い）

第 4 条　記録の取り扱いは以下の原則のとおりとする。

(1) 記録は、紛失しないように取り扱う。
(2) 記録を携帯する際は、すべて学校指定のファイルに綴じ散逸しないようにする。
(3) 記載時、提出時、どのようなときにも学校指定のファイルからはずさない。
(4) 持参している記録用紙の内容（種類、枚数）を把握する。
(5) 提出時は綴じて学校指定のファイルに入れる。
(6) 学校と病棟間を移動する際は、バックに入れて持ち歩き、持参した記録を必ず確認のうえ、行動する。
(7) 通学途中（電車、バス、ファミリーレストラン、コンビニエンスストアなど）では、バックから出さない。また、閲覧しない。
(8) カンファレンスなどで使用したレジメや患者情報が記載されているものは、カンファレンス終了後担当教員にすべて提出する。（教員が責任を持って裁断処理する）
(9) パソコンを使用して記載する場合は、パソコン本体に患者情報が残らないようにしフロッピーディスク、USB メモリーなどで保管する。データ類は、実習終了時に必ず消去する。
(10) 対象者のデータをパソコンの画面で確認する場合は、必ず病棟看護師または教員とともに閲覧する。紙面への出力はしない。
(11) 受け持ち患者以外の患者情報を閲覧する場合は、病棟看護師に許可を得て行う。
(12) 記録は、各実習終了後、評価を受けた後、面接指導室に保管し卒業時に返却される。その後、学生が責任をもって裁断処理し、その旨を教員に報告する。

(13)実習終了後に記録の閲覧を希望する場合は、事前に申し出る。
(14)患者情報が記載されたメモ用紙は、実習終了後直ちに裁断処分する。
(15)記録は個人情報保護のため他者へ貸借、譲渡してはならない。
(16)記録を紛失した場合、所定用紙に記載し、学校長を経て個人情報保護管理者に届けなければならない。

（懲戒）
第5条　規程に違反した場合　学則第7章　第26条において懲戒することがある。

附則　この規程は平成15年4月1日から施行する。
平成29年1月5日改訂
2019年4月1日改訂

臨地実習　健康状態確認票【基礎･成人･老年･小児･母性･精神･統合】　実習病棟（　　）担当教員（　　）

学生番号　　氏名

日付	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
検温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
咳嗽												
喀痰												
咽頭痛												
鼻汁												
鼻閉												
くしゃみ												
筋肉痛												
関節痛												
全身倦怠感												
下痢												
腹痛												
嘔気												
嘔吐												
教員確認印												

＊　症状のある項目にチェックを入れる。

慈恵第三看護専門学校

＊　毎朝、グループ全員が教室で検温後リーダーが担当教員または代理の教員に報告し認印をもらい各実習場に出発する。

実習施設一覧

種別	名称	所在地 （交通手段及び時間）
病院	東京慈恵会医科大学附属 第三病院	狛江市和泉本町 4－11－1 （国領キャンパス内）
	医療法人社団翠会 成増厚生病院	板橋区三園 1－19－1 （東武東上線　成増駅下車 バス北山下橋下車徒歩 5 分　計 75 分）
	医療法人社団青山会 青木病院	調布市上石原 3-33-17 （京王線西調布駅下車　徒歩 12 分）
	医療法人社団 薫風会山田病院	西東京市南町 3-4-10 （西武新宿線田無町　徒歩 5 分）
デイケア	医療法人社団翠会 こころのクリニック成増	板橋区成増 3-3-15 （東武東上線成増駅　徒歩 3 分）
	医療法人社団翠会 慈友クリニック	新宿区高田馬場 4-3-11 （高田馬場駅　徒歩 0 分）
	医療法人社団翠会 成増厚生病院デイケア	板橋区三園 1－19－1 （東武東上線　成増駅下車 バス北山下橋下車徒歩 5 分　計 75 分）
	医療法人社団青山会 青木病院デイケア	調布市上石原 3-33-17 （京王線西調布駅下車　徒歩 12 分）
就労継続 支援施設	特定非営利活動法人クッキング ハウス会 クッキングハウス	調布市布田 1-10-5　稲毛家ビル 2 階 （京王線調布駅　徒歩 10 分）
	社会福祉法人　三鷹ひまわり会 三鷹ひまわり第一共同作業所	三鷹市下連雀 4-8-20 （ＪＲ三鷹駅下車　徒歩 15 分）
	社会福祉法人　三鷹ひまわり会 三鷹ひまわり第二共同作業所	三鷹市上連雀 4-1-8　福祉コアかみれん （ＪＲ三鷹駅下車　徒歩 10 分）
	社会福祉法人　三鷹ひまわり会 三鷹ひまわり第三共同作業所	三鷹市下連雀 3-11-8 （ＪＲ三鷹駅下車　徒歩 10 分）
グループ ホーム （有限会社 ノベライズ社）	深大寺元町	調布市深大寺元町 4-37-3 （京王線調布駅下車　京王バス「神代植物公園前」下車）
	まりや	八王子市大和田町 3-18-28 （京王線京王八王子駅下車　徒歩 15 分）
	麻生	川崎市麻生区はるひ野 3-2-5 （小田急多摩線はるひ野駅下車　徒歩 5 分）
	たま	川崎市多摩区宿河原 6-30-25 （JR 南武線久地駅下車　徒歩 5 分）

介護老人 保健施設	医療法人社団　佑樹会 ふれあいの里	府中市押立町 1－9－1 （国領駅京王線　武蔵野台駅下車　徒歩 15 分）
	医療法人財団　緑と愛の会 よみうりランドケアセンター	神奈川県川崎市多摩区菅仙谷 4－1－3 （国領駅京王線　よみうりランド駅下車 寺尾台団地行きバス 5 分）
	医療法人社団　神緑会 アクアピア新百合	川崎市麻生区黒川 318 番地 （小田急多摩線　黒川駅下車　徒歩 5 分　計 50 分）
	医療法人社団　亮正会 虹ヶ丘リハビリケアセンター	川崎市麻生区王禅寺 963-11 （小田急小田原線　新百合ヶ丘駅下車 あざみの行き王禅寺坂上バス 15 分　計 60 分）
	特定医療法人社団研精会 デンマークイン若葉台	稲城市若葉台 3-7-1 （京王相模原線　若葉台駅下車　徒歩 15 分）
	特定医療法人社団青山会 グリーンガーデン青樹	調布市上石原 3-33-17 （京王線西調布駅　徒歩 12 分）
	医療法人社団心身会 いなほ	調布市染地 2-34-21 （京王線　調布駅下車　京王バス日活調布撮影所バス 10 分　徒歩 11 分）
介護老人 福祉施設	社会福祉法人正吉福祉会 いなぎ正吉苑	稲城市平尾 1127－1 （国領駅京王相模原線若葉台駅下車徒歩 15 分計 50 分）
	社会福祉法人正吉福祉会 府中市立　よつや苑	府中市四谷 3－66 （国領駅京王線中河原駅下車　徒歩 15 分　計 45 分）
	社会福祉法人正吉福祉会 こまえ正吉苑	狛江市西野川 2－27－23　（徒歩 15 分）
	社会福祉法人正吉福祉会 世田谷区立　きたざわ苑	世田谷区北沢 5－24－18 （国領駅京王線　笹塚駅下車　徒歩 10 分　計 35 分）
	社会福祉法人　常盤会 ときわぎ国領	調布市国領町 8-2-65　（徒歩 3 分）
社会福祉 協議会事業	調布市社会福祉協議会	調布市小島町 2－47－1 （慈恵医大より京王バス調布駅下車　直ぐ　計 15 分）
保育所	狛江市立駄倉保育所	狛江市岩戸北 3-20-2　（狛江駅より徒歩５分）
	狛江市立藤塚保育所	狛江市和泉本町 4-7-35　（学校より徒歩５分）
	狛江市立駒井保育所	狛江市駒井町 2-28-6 （狛江駅より喜多見住宅行バス 駒井下車徒歩 3 分）
	狛江市立三島保育所	狛江市東野川 1-32-2（喜多見駅より徒歩 10 分）
	社会福祉法人　雲柱社 めぐみの森保育園	狛江市中和泉 3-12-6 （狛江駅より徒歩 12 分）

重症心身 障害児施設	社会福祉法人日本心身 障害児協会 島田療育センター	多摩市中沢１丁目 31 番地１ （京王相模原線／小田急多摩線／多摩モノレール 多摩センター駅下車、徒歩 15 分 小田急多摩線　唐木田駅下車、徒歩 10 分）
地域包括 支援センター	あいとぴあ 地域包括支援センター	東京都狛江市元和泉 2-35-1 （徒歩 20 分）
	社会福祉法人多摩同胞会 府中市地域包括支援センター あさひ苑	東京都府中市朝日町 3-17-1 （京王線　飛田給駅　徒歩 15 分）
	社会福祉法人多摩同胞会 府中市地域包括支援センター 緑苑	東京都府中市緑町 1-39-3 （京王線　府中駅　徒歩 15 分）
	社会福祉法人安立園 府中市地域包括支援センター 安立園	東京都府中市晴見町 1-13-5 （ＪＲ武蔵野線　北府中　徒歩 20 分）
	社会福祉法人正吉福祉会 よつや苑（地域包括センター よつや苑）	東京都府中市四谷 3-66 （京王線　中河原駅　徒歩 15 分）
	社会福祉法人府中西和会 府中市地域包括支援センター にしふ	東京都府中市西府町 2-24-6 （ＪＲ南武線　西府駅　徒歩 15 分）
	介護老人保健施設花水木 調布市地域包括支援センター はなみずき	東京都調布市深大寺北町 4-17-7 （京王線　調布駅下車 小田急バス三鷹駅行もしくは吉祥寺駅行 調布北高校前下車　徒歩 5 分　計 20 分）
	社会福祉法人東京かたばみ会 調布市ちょうふの里 調布市地域包括支援センター ちょうふの里	東京都調布市西町 290-5 （京王線　飛田給駅　徒歩 15 分）
	調布市地域包括支援センター つつじヶ丘	東京都調布市東つつじヶ丘 1-5-2 （京王線　つつじヶ丘駅　徒歩 5 分）
	社会福祉法人　常盤会 調布市地域包括支援センター ときわぎ国領	東京都調布市国領町 8-2-65 （京王線　国領駅　徒歩 10 分）
	調布市地域包括支援センター せいじゅ	東京都調布市上石原 3-54-2 （京王線　西調布駅　徒歩 12 分）
	調布市地域包括支援センター 仙川	東京都調布市仙川町 1-12-9 （京王線　仙川駅　徒歩 4 分）
	社会福祉法人桐仁会 調布市地域包括支援センター ちょうふ花園	東京都調布市下石原 3-44-1 （京王線　西調布駅　徒歩 12 分）

地域包括 支援センター	社会福祉法人東京かたばみ会 調布市地域包括支援センター 調布八雲苑	東京都調布市八雲台 1-22-1-1 階 （京王線　国領駅　徒歩 12 分）
	社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホーム 調布市地域包括支援センター 至誠しばさき	東京都菊野台 1-52-4 （京王線　柴崎駅　徒歩 4 分）
	公益社団法人調布ゆうあい福祉公社 調布市地域包括支援センター ゆうあい	東京都国領町 3-8-1 （京王線　国領駅　徒歩 5 分）
	町田市南第 2 高齢者支援センター	東京都町田市金森東 3-18-16 （ＪＲ横浜線　成瀬駅　徒歩 15 分）
訪問看護 ステーション	狛江市医師会 訪問看護ステーション	狛江市元和泉　2－35－1　（徒歩 20 分）
	町田市医師会 訪問看護ステーション	町田市旭町 1-4-5 （狛江駅小田急線　町田駅下車　徒歩 20 分　計 45 分）
	訪問看護ステーション こまえ正吉苑	狛江市西野川 2－27－23　（徒歩　20 分）
	調布市医師会 訪問看護ステーション	調布市小島町 3-68-9 （調布駅京王線　徒歩 5 分）
	医療法人社団梟社会 アウル訪問看護ステーション	調布市菊野台 1-52-4 三高家ビル 2B （京王線柴崎駅　徒歩 4 分）
その他	慈恵第三病院 総合医療支援センター	狛江市和泉本町 4－11－1 （国領キャンパス内）
	わこう助産院	和光市下新倉 2-1-25 （東武東上線　和光市駅下車　徒歩 10 分　計 80 分）

慈恵第三看護専門学校

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿